

指定確認検査機関

代表者 様

財団法人建築行政情報センター

理事長 松野 仁（公印省略）

台帳・帳簿登録閲覧システム、通知・報告配信システム
の先行利用についてのご案内

平素より当財団の事業にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当財団では、国土交通省の補助を受け、平成19年度より3ヵ年で建築行政共用データベースシステムの構築を進めてまいりました。

そのサブシステムである台帳・帳簿登録閲覧システム（以下「台帳システム」という）及び通知・報告配信システム（以下「通知システム」という）は、建築基準法で定められた台帳・帳簿を管理し、また指定確認検査機関から特定行政庁への通知・報告業務を電子データで行えるシステムとして構築し、平成21年8月からインターネット環境でシステムを試行利用できる評価版を提供しております。

今般、台帳システム及び通知システムが実環境でも先行利用いただけることになりました。

つきましては、ご利用にあたり、従来の評価版に加え、実環境による先行利用の2通りの方法になりますのでご検討の上、ご利用頂きますようご案内申し上げます。

記

■ 利用方法

（１） 実環境での先行利用：業務に利用するためのシステム

専用回線（ＩＰ－ＶＰＮ回線）が必要になります。

詳細は別紙１の「２．実環境での利用について」をご参照ください。

お申込み前に必ず別紙２、別紙３、別紙４の利用規約をご確認ください。

（２） 研修・検証環境での試行利用（評価版）：習熟のための評価・研修用システム

インターネット回線に接続可能なパソコンでご利用いただけます。

詳細は別紙１の「３．研修・検証環境での試行利用について」をご参照ください。

連絡先及び問合せ先

建築行政情報センター 導入促進課

担当：導入促進課各地域担当

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 1 丁目 15

神楽坂 1 丁目ビル 6 階

電話：03 - 5225 - 7707

Fax：03 - 5206 - 6136

Mail：dbinfo@icba.or.jp

平成21年10月30日

台帳・帳簿登録閲覧システム、通知・報告配信システムのご利用にあたって

台帳・帳簿登録閲覧システム（以下「台帳S」）通知・報告配信システム（以下「配信S」）のご利用に当たっての留意点を以下のとおりまとめました。

1. 目的に応じた利用環境

次の2とおりの利用環境を用意しております。

- (1)実環境での先行利用：業務に利用するためのシステム（以下2参照）
- (2)研修・検証環境での試行利用（評価版）：習熟のための評価・研修用システム（以下3参照）

2. 実環境での先行利用について

(1)ご利用のための手続きと利用料

平成22年度ご利用を予定されている行政庁及び機関を対象に平成21年11月1日から平成22年3月31日までの間は、「利用規約」の遵守を条件に、無償で先行利用できます。

お申込みは別紙5様式1の利用申込書にご記入の上、下記宛お送りください。

平成22年4月1日以降のご利用は、「利用契約」を締結していただき、有償でご利用できます。利用料については別途お見積りいたします。

(2)ご利用のための準備

総合管理センター（IDC）によるご利用の場合の準備

ご利用機関様にご用意いただくのは端末のみです（サーバーなどの設備と、その維持管理の必要はありません）。

特定行政庁様は、L G W A N回線が建築業務部局でも利用可能か等を情報担当部局にご確認下さい。

指定確認検査機関様は、I C B Aが指定するI P - V P N回線の申込みと接続のための作業が必要です。既に回線敷設工事をお申込みいただき、回線が引かれている機関はそのままご利用いただけます。（今年5月からご案内している建築士・建築士事務所登録閲覧システム申請時に回線敷設工事をされた機関は引き続き台帳・帳簿登録閲覧システムもご利用いただけます。）

未だ回線敷設工事をお申込みいただいていない機関は、回線敷設工事に必要な費用は、平成21年12月25日(金)までにお申込みいただければ当財団にて負担いたします。なお、専用回線は利用申込みをいただいた機関から順次敷設を進め、原則、1機関1箇所とさせていただきます。2箇所以上敷設する場合は有償になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。接続までには通常2か月程度必要です。

平成21年12月25日以降にお申込みを頂いた場合は、I P - V P N回線の敷設工事費用が発生いたします。

また、平成22年度以降のI P - V P N回線の通信費等の費用は利用料に含まれます。(別途通信費などをお支払い戴く必要はありません。)

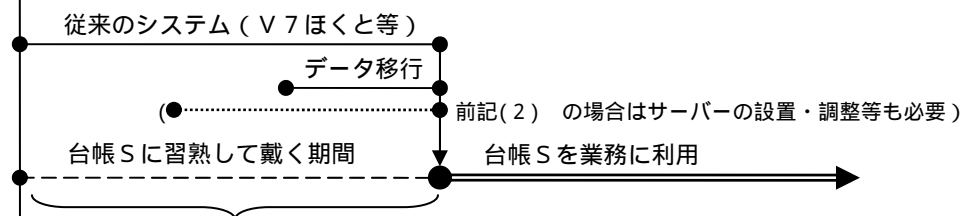
庁内サーバー又は自社サーバーでご利用の場合の準備

端末及びサーバーのご用意並びに前記ウと同様の回線の接続が必要です。

(3)ご利用上の留意点

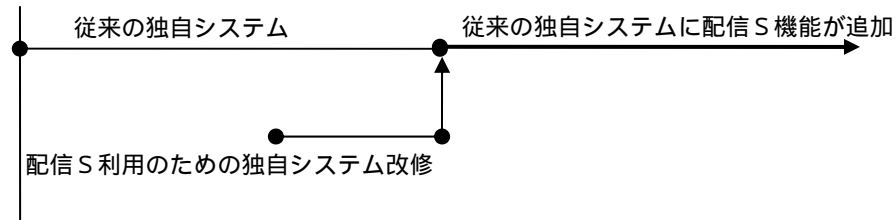
既存のシステム(V7ほくと等)をご利用の場合と、既存の独自システムを配信Sを利用するために改修する場合等について、以下に留意点をまとめました。

現在お使いのシステムのデータを台帳Sに移行する場合

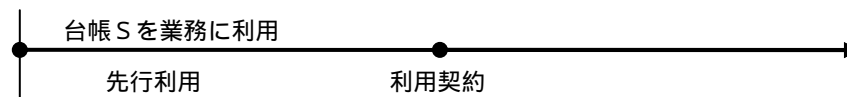


この間に台帳Sに登録又は配信Sから受け取ったデータは移行データとの重複を避けるため、台帳Sには残しません(実際のデータは従来のシステムに登録して下さい)

既存の独自システムを配信S利用のために改修する場合



新規に台帳Sを利用する場合(データ移行や独自システムの改修をしない場合)



3．研修・検証環境での試行利用について

(1)ご利用のための手続きと利用料

電子メール等で申込みいただければ、ユーザID、パスワードをお渡しします。

(申込み様式はございません。)

インターネットに端末(通常のパソコン)を接続することにより、いつでも、どこでも無償でご利用できます。

(2)ご利用上の留意点

ア．システム開発にも利用しているため、事前の連絡なく、登録したデータが削除されたり又はシステムを停止若しくは更新する場合があります

イ．セキュリティ上、実際のデータは入力しないようお勧めします

ウ．建築士、建築士事務所は実際のデータを照会することはできません

4．連絡先及びお問い合わせ先

ご利用にあたっての手続き(ID・パスワードの発行等)や疑問点などは、下記にお願い致します。

【連絡先及びお問い合わせ先】

建築行政情報センター 導入促進課 各地域担当

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1丁目15 神楽坂1丁目ビル6階

電話：03-5225-7707

Fax：03-5206-6136

Mail：dbinfo@icba.or.jp

台帳・帳簿登録閲覧システム利用規約

財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という）が運営・管理・提供する台帳・帳簿登録閲覧システム（以下「本システム」という）の利用に関し利用規約（以下「本規約」という）を定める。

（適用）

第1条 本規約は、特定行政庁または指定確認検査機関（以下「利用機関」という。）とICBAの間における本システムの利用に係る一切の關係に適用される。

（定義）

第2条 本規約において使用する用語は各々以下の定める意味を有する。

- (1) 特定行政庁 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第4条第1項及び第2項並びに第97条の2及び97条の3の行政庁をいう。
- (2) 指定確認検査機関 法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県の指定を受けた者をいう。
- (3) 本システム 以下の①から④までの機能を提供するシステムをいう。
 - ① 特定行政庁における法に基づく建築物等の台帳整備及び各行政処分手続の業務支援及び台帳管理機能
 - ② 指定確認検査機関における法に基づく帳簿の整備及び各行政処分手続の業務支援及び帳簿管理機能
 - ③ 建築士名簿及び建築士事務所登録簿等の一部を照会する機能
 - ④ 建築確認申請書作成プログラムによる建築確認申請書の電子データを台帳又は帳簿に取り込む機能
- (4) 利用機関 特定行政庁または指定確認検査機関であって、第5条に基づき本システムの利用機関として登録された者をいう。
- (5) 組織管理者 以下(6)に定める一般利用者に付与するユーザーIDとパスワードを管理する者をいう。
- (6) 一般利用者 利用機関において職務上必要な範囲内で本システムを利用することができる者（以下「担当職員」という。）をいう。
- (7) 建築確認申請書作成プログラム 建築確認申請書を作成するプログラム（以下「申プロ」という。）をいう。

（サービス概要）

第3条 ICBAは、本システムによるサービスを利用機関に提供するものとし、利用機関は、本規約に定める条件に従い利用することができる。

2 ICBAは、本システムの運営管理上必要な場合は、本システムを更新し、又は利用機関の利用を制限することができる。

3 本システムを更新又は利用を制限する場合においては、利用機関に電子メール又は電話等の手段により事前の通知を行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限

りではない。

（連絡方法等）

第4条 本システムに関する問い合わせその他の利用機関から I C B A に対する連絡、又は I C B A から利用機関に対する連絡は、電子メール又は電話等で行う。

（登録）

第5条 本システムの利用を希望する利用機関は、本規約に同意し、建築行政共用データベースシステム利用申込書（以下「申込書」という。）を I C B A に提出することにより、本システムを利用することができる。

（登録事項の変更）

第6条 利用機関は、申込書記載事項に変更があった場合は、遅滞なく建築行政共用データベースシステム利用者名称等変更届（以下「変更届」という。）を I C B A に送付する。

（登録取消等）

第7条 I C B A は、組織管理者又は担当職員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催促することなく、当該組織管理者又は担当職員について本システムの全部又は一部の利用を一時的に停止し、又は利用機関としての登録を取消することができる。

- （1）本規約のいずれかの条項に違反した場合
- （2）申込書記載事項に虚偽の事実が判明した場合
- （3）I C B A、他の利用機関又は第三者に損害を生じさせるおそれのある行為を行った場合
- （4）手段の如何を問わず、本システムの運営を妨害した場合

2 I C B A は、本条に基づいて I C B A が行った行為により利用機関に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

3 本条に基づき組織管理者又は担当職員の登録が取消された場合、組織管理者又は担当職員は本システムへのアクセス権を失うものとする。

（本システムの利用期間）

第8条 本システムが利用できる期間は、平成22年3月31日までとする。

2 利用期間が終了した場合、利用機関は本システムへのアクセス権を失うものとする。

（利用料）

第9条 平成22年3月31日までの間の利用料は無償とする。

（ユーザーIDとパスワード）

第10条 ユーザーIDとパスワードは、本システムの利用にあたり入力しなければならない。

2 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律施行規則（平成 18 年 4 月 28 日国土交通省令第 58 号）の第三条第 4 項に基づく識別番号はユーザー I D とし、暗証番号はパスワードとする。

（組織管理者の責務）

第 11 条 利用機関は、前条のユーザー I D、パスワードを管理するために、担当職員の中から組織管理者を定め、I C B A に申込書又は変更届により連絡する。

2 I C B A は、前項の規定により連絡を受けた組織管理者に対して、組織管理者のユーザー I D、パスワードを発行する。

3 組織管理者が人事異動等により組織管理者としての立場に無くなった場合には、利用機関は新たな組織管理者を I C B A に連絡する。

4 I C B A は、前項の規定により連絡を受けた場合は、それまでの組織管理者のユーザー I D を抹消するとともに、新たな組織管理者に対してユーザー I D、パスワードを発行する。

5 組織管理者は、ユーザー I D 若しくはパスワードを紛失した場合、又は漏えいの疑いがある場合には、速やかに I C B A に連絡するとともに、そのユーザー I D、パスワードを抹消する。

6 組織管理者は、パスワードを 3 ヶ月ごとに変更しなければならない。

7 組織管理者は、担当職員に職務上必要な範囲内で、職務権限ごとに適切なユーザー I D、パスワードを与え、本システムの利用を行わせることができる。

8 組織管理者は、担当職員が人事異動等によりシステムを利用しなくなった場合は、速やかにユーザー I D を抹消する。

9 組織管理者は、担当職員がユーザー I D、パスワードを漏えいしないよう、管理を徹底する。

（担当職員の責務）

第 12 条 担当職員は、ユーザー I D、パスワードの漏えい防止のために、他人に教えたり、書き留めて他人に見られる状態にしたりなどしてはならない。

2 担当職員は、その職務権限の範囲内において利用することとし、本システムを利用して得た情報を、利用機関の業務に携わる者以外の者に、開示又は提供する行為、並びに法令又は本規約に反する行為をしてはならない。

3 担当職員は、パスワードを 3 ヶ月ごとに変更しなければならない。

（知的財産権の帰属）

第 13 条 本システムに関する著作権、特許権その他の知的財産権は、I C B A に帰属する。

2 利用機関は、I C B A の知的財産権を侵害する行為を行ってはならない。

（損害賠償）

第 14 条 利用機関あるいは I C B A が本規約の条項に違反したときは、相手方はそれにより生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償額は利用機関と I C B A の協議により定める。

2 I C B A は、つぎのいずれかの事項により利用機関に生じた損害について、利用機関に対する損害賠償の責任を負わない。

- ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- ② 本システムからの応答時間等、接続回線に起因する損害
- ③ I C B Aが導入しているコンピューターウィルス対策ソフトによって防げなかったコンピューターウィルスに起因する損害
- ④ 善良なる管理者の注意義務をもってしても防御し得ない本システムへの第三者による不正侵入、攻撃、又は通信経路上での傍受
- ⑤ 本システムのうち、I C B Aの開発に係わらないソフトウェア（OS、ミドルウェア等）及びデータベースに起因して発生した損害
- ⑥ 利用機関によるユーザーID、パスワードの管理不備により発生した損害
- ⑦ 利用機関が本規約に定める利用方法に違反したとき
- ⑧ その他I C B Aの責めに帰すべからざる事由

（秘密保持）

第15条 利用機関及びI C B Aは、本システムの利用において知り得た秘密を他に漏えいしてはならない。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りではない。

- （1）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- （2）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- （3）相手方から提供を受けた情報に因らず、独自に取得した情報
- （4）本規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2 I C B Aは、本システムの維持管理業務を第三者に委託する場合には、当該第三者に本秘密保持義務を徹底させ、その責任を負う。

3 本規約が終了し、利用機関が本システムを継続して利用しないとき、I C B Aは本システムに登録された利用機関の情報を当該利用機関に返却するとともに、本システムから抹消しなければならない。

（個人情報の取扱）

第16条 利用機関及びI C B Aは、本システム利用のため相手方より提供された情報に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限努力する。

2 個人情報は、本システム利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏えいしないものとする。

3 本条の規定は、本システム終了後も有効に存続する。

（本規約等の変更）

第17条 I C B Aは、本規約の内容を追加又は変更した場合には、第4条に定める方法により利用機関に当該変更内容を連絡するものとし、当該変更内容の連絡後、利用機関が異議を唱えなかった場合、利用機関は本規約内容の追加又は変更に同意したものとする。

（準拠及び管轄裁判所）

第 18 条 本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

第 19 条 I C B A 及び利用機関は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

附則

第 1 条 この利用規約は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

通知・報告配信システム利用規約

財団法人建築行政情報センター（以下「ICBA」という）が運営・管理・提供する通知・報告配信システム（以下「本システム」という）の利用に関し利用規約（以下「本規約」という）を定める。

（適用）

第1条 本規約は、特定行政庁または指定確認検査機関（以下「利用機関」という。）とICBAの間における本システムの利用に係る一切の關係に適用される。

（定義）

第2条 本規約において使用する用語は各々以下の定める意味を有する。

- （1） 特定行政庁 建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第4条第1項及び第2項並びに第97条の2及び97条の3の行政庁をいう。
- （2） 指定確認検査機関 法第6条の2第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県の指定を受けた者をいう。
- （3） 本システム 以下の①から③までの機能を提供するシステムをいう。
 - ① 指定確認検査機関による確認審査報告書、検査引受通知書、検査結果報告書の電子データを送信する機能
 - ② 指定確認検査機関から送信された電子データを特定行政庁に配信する機能
 - ③ 申請者が建築確認申請書作成プログラムにより送信する建築確認申請書電子データを特定行政庁又は指定確認検査機関に配信する機能
- （4） 利用機関 特定行政庁または指定確認検査機関であって、第5条に基づき本システムの利用機関として登録された者をいう。
- （5） 組織管理者 以下(6)に定める一般利用者に付与するユーザーIDとパスワードを管理する者をいう。
- （6） 一般利用者 利用機関において職務上必要な範囲内で本システムを利用することができる者（以下「担当職員」という。）をいう。
- （7） 建築確認申請書作成プログラム 建築確認申請書を作成するプログラム（以下「申プロ」という。）をいう。

（サービス概要）

第3条 ICBAは、本システムによるサービスを利用機関に提供するものとし、利用機関は、本規約に定める条件に従い利用することができる。

2 ICBAは、本システムの運営管理上必要な場合は、本システムを更新し、又は利用機関の利用を制限することができる。

3 本システムを更新又は利用を制限する場合においては、利用機関に電子メール又は電話等の手段により事前の通知を行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(連絡方法等)

第4条 本システムに関する問い合わせその他の利用機関から I C B A に対する連絡、又は I C B A から利用機関に対する連絡は、電子メール又は電話等で行う。

(登録)

第5条 本システムの利用を希望する利用機関は、本規約に同意し、建築行政共用データベースシステム利用申込書（以下「申込書」という。）を I C B A に提出することにより、本システムを利用することができる。

(登録事項の変更)

第6条 利用機関は、申込書記載事項に変更があった場合は、遅滞なく建築行政共用データベースシステム利用者名称等変更届（以下「変更届」という。）を I C B A に送付する。

(登録取消等)

第7条 I C B A は、組織管理者又は担当職員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催促することなく、当該組織管理者又は担当職員について本システムの全部又は一部の利用を一時的に停止し、又は利用機関としての登録を取消することができる。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合

(2) 申込書記載事項に虚偽の事実が判明した場合

(3) I C B A、他の利用機関又は第三者に損害を生じさせるおそれのある行為を行った場合

(4) 手段の如何を問わず、本システムの運営を妨害した場合

2 I C B A は、本条に基づいて I C B A が行った行為により利用機関に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

3 本条に基づき組織管理者又は担当職員の登録が取消された場合、組織管理者又は担当職員は本システムへのアクセス権を失うものとする。

(本システムの利用期間)

第8条 本システムが利用できる期間は、平成22年3月31日までとする。

2 利用期間が終了した場合、利用機関は本システムへのアクセス権を失うものとする。

(利用料)

第9条 平成22年3月31日までの間の利用料は無償とする。

(通知・報告の署名を省略する措置)

第10条 第2条(3)各号における書類のうち、署名等をするものとしているもの（以下「署名付き書類」という。）の署名は、第11条と第12条の規定により I C B A が指定確認検査機関に付与するユーザーID及びパスワードを行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第三条第4項及び国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年法律第25号）第7条に基づく当該署名に代わる措置とみなす。

(ユーザーIDとパスワード)

第11条 ユーザーIDとパスワードは、本システムの利用にあたり入力しなければならない。

- 2 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成18年4月28日国土交通省令第58号）の第三条第4項に基づく識別番号はユーザーIDとし、暗証番号はパスワードとする。

(組織管理者の責務)

第12条 利用機関は、前条のユーザーID、パスワードを管理するために、担当職員の中から組織管理者を定め、ICBAに申込書又は変更届により連絡する。

- 2 ICBAは、前項の規定により連絡を受けた組織管理者に対して、組織管理者のユーザーID、パスワードを発行する。
- 3 組織管理者が人事異動等により組織管理者としての立場に無くなった場合には、利用機関は新たな組織管理者をICBAに連絡する。
- 4 ICBAは、前項の規定により連絡を受けた場合は、それまでの組織管理者のユーザーIDを抹消するとともに、新たな組織管理者に対してユーザーID、パスワードを発行する。
- 5 組織管理者は、ユーザーID若しくはパスワードを紛失した場合、又は漏えいの疑いがある場合には、速やかにICBAに連絡するとともに、そのユーザーID、パスワードを抹消する。
- 6 組織管理者は、パスワードを3ヶ月ごとに変更しなければならない。
- 7 組織管理者は、担当職員に職務上必要な範囲内で、職務権限ごとに適切なユーザーID、パスワードを与え、本システムの利用を行わせることができる。
- 8 組織管理者は、担当職員が人事異動等によりシステムを利用しなくなった場合は、速やかにユーザーIDを抹消する。
- 9 組織管理者は、担当職員がユーザーID、パスワードを漏えいしないよう、管理を徹底する。

(担当職員の責務)

第13条 担当職員は、ユーザーID、パスワードの漏えい防止のために、他人に教えたり、書き留めて他人に見られる状態にしたりなどしてはならない。

- 2 担当職員は、その職務権限の範囲内において利用することとし、本システムを利用して得た情報を、利用機関の業務に携わる者以外の者に、開示又は提供する行為、並びに法令又は本規約に反する行為をしてはならない。
- 3 担当職員は、パスワードを3ヶ月ごとに変更しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第14条 本システムに関する著作権、特許権その他の知的財産権は、ICBAに帰属する。

- 2 利用機関は、ICBAの知的財産権を侵害する行為を行ってはならない。

(損害賠償)

第15条 利用機関あるいはICBAが本規約の条項に違反したときは、相手方はそれ

により生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償額は利用機関とＩＣＢＡの協議により定める。

２ ＩＣＢＡは、つぎのいずれかの事項により利用機関に生じた損害について、利用機関に対する損害賠償の責任を負わない。

- ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- ② 本システムからの応答時間等、接続回線に起因する損害
- ③ ＩＣＢＡが導入しているコンピューターウィルス対策ソフトによって防げなかったコンピューターウィルスに起因する損害
- ④ 善良なる管理者の注意義務をもってしても防御し得ない本システムへの第三者による不正侵入、攻撃、又は通信経路上での傍受
- ⑤ 本システムのうち、ＩＣＢＡの開発に係わらないソフトウェア（ＯＳ、ミドルウェア等）及びデータベースに起因して発生した損害
- ⑥ 利用機関によるユーザーＩＤ、パスワードの管理不備により発生した損害
- ⑦ 利用機関が本規約に定める利用方法に違反したとき
- ⑧ その他ＩＣＢＡの責めに帰すべからざる事由

（秘密保持義務）

第 16 条 利用機関及びＩＣＢＡは、本システムの利用において知り得た秘密を他に漏えいしてはならない。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りではない。

- ① 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報に因らず、独自に取得した情報
 - ④ 本規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- ２ ＩＣＢＡは、本システムの維持管理業務を第三者に委託する場合には、当該第三者に本秘密保持義務を徹底させ、その責任を負う。
- ３ 本規約が終了し、利用機関が本システムを継続して利用しないとき、ＩＣＢＡは本システムに登録された利用機関の情報を当該利用機関に返却するとともに、本システムから抹消しなければならない。

（個人情報の取扱）

第 17 条 利用機関及びＩＣＢＡは、本システムの利用のため相手方より提供された情報に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限努力する。

- ２ 個人情報は、本システム利用目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏えいしないものとする。
- ３ 本条の規定は、本システム終了後も有効に存続する。

（本規約等の変更）

第 18 条 ＩＣＢＡは、本規約の内容を追加又は変更した場合には、第 4 条に定める方法により利用機関に当該変更内容を連絡するものとし、当該変更内容の連絡後、利

用機関が異議を唱えなかった場合、利用機関は本規約内容の追加又は変更に同意したものとする。

(準拠及び管轄裁判所)

第 19 条 本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

第 20 条 I C B A 及び利用機関は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

附則

第 1 条 この利用規約は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

建築士・事務所登録閲覧システム利用規約
(建築確認・検査業務用照会)

財団法人建築行政情報センター（以下「ＩＣＢＡ」という）が運営・管理・提供する建築士・事務所登録閲覧システム建築確認・検査業務用照会機能（以下「本システム」という）の利用に関し利用規約（以下「本規約」という）を定める。

（適用）

第1条 本規約は、ユーザーとＩＣＢＡの間の本システムの利用に係る一切の關係に適用されるものとする。

（定義）

第2条 本規約において使用する用語は各々以下の定める意味を有するものとする。

- （１） 特定行政庁 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（以下「法」という。）第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 97 条の 2 及び 97 条の 3 の行政庁をいう。
- （２） 指定確認検査機関 法第 6 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣又は都道府県の指定を受けた者をいう。
- （３） 本システム 建築士名簿（資格、処分歴、定期講習受講歴等）、建築士事務所登録簿（管理建築士、処分歴、年次報告等）の一部を特定行政庁、指定確認検査機関が照会するためのシステムである。
- （４） ユーザー 特定行政庁及び指定確認検査機関であって、第 5 条に基づき本システムの利用者として登録がなされた者をいう。

（サービス概要）

第3条 ＩＣＢＡは、本システムによるサービスをユーザーに提供するものとし、ユーザーは、本利用規約に定める条件に従い、本システム情報を照会することができる。

2 ＩＣＢＡは、本システムについて、必要と認められる場合は、ユーザーに対する事前の通知を要することなく、自由に追加、変更、削除できるものとする。

（連絡方法等）

第4条 本システムに関する問い合わせその他ユーザーからＩＣＢＡに対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他ＩＣＢＡからユーザーに対する連絡又は通知は、別途ＩＣＢＡの定める方法で行うものとする。

（登録）

第5条 本システムの利用を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつＩＣＢＡの定める一定の情報（以下「登録事項」という。）をＩＣＢＡの定める方法でＩＣＢＡに提供することにより、本システムの利用をすることができるものとする。

2 ＩＣＢＡは、前項の規定により登録を申請した者が、以下のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することができる。

- （１） 本規約に違反するおそれがあるとＩＣＢＡが判断した場合。
- （２） ＩＣＢＡの提供された登録事項の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合。

(3) 過去に I C B A が提供するサービスの利用の登録を取り消された者である場合。

(4) その他、I C B A が登録を適当でないと判断した場合。

(登録事項の変更)

第6条 ユーザーは、登録事項に変更があった場合は、遅滞なく、I C B A の定める方法により、当該変更事項を I C B A に通知し、I C B A から要求された資料を提出するものとする。

(登録取消等)

第7条 I C B A は、ユーザーが以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催促することなく、当該ユーザーについて本システムの全部又は一部の利用を一時的に停止し、又はユーザーとしての登録を取消することができる。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合

(2) 登録事項に虚偽の事実が判明した場合

(3) I C B A 、他のユーザー又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本システムを利用した、又は利用しようとした場合

(4) 手段の如何を問わず、本システムの運営を妨害した場合

2 I C B A は、本条に基づき I C B A が行った行為によりユーザーに生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

3 本条に基づきユーザーの登録が取消された場合、ユーザーは本システムへのアクセス権を失うものとする。

4 ユーザーが第三者に不利益を及ぼす、若しくはユーザーの行為が法に触れると I C B A が判断した場合、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センター、若しくはこれらに準じた権限を有する機関への協力を要求された場合、又は違法行為の報告や違法行為を行った人物の特定のために必要と I C B A が判断した場合、I C B A は、ユーザーの提供情報及び登録事項を当該第三者や警察又は関連諸機関に通知することができる。

(利用期間)

第8条 ユーザーによる本システムの利用期間は、ユーザーが本利用規約に同意し、I C B A による本システムの提供が開始してから、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

2 利用期間が終了した場合、ユーザーは本システムへのアクセス権を失うものとする。

(利用料)

第9条 平成 22 年 3 月 31 日までの間の利用料は不要とする。

(パスワード、ユーザー ID の管理)

第10条 ユーザーは、担当職員に職務上必要な範囲内で、職務権限ごとに照会者等適切なユーザー ID、パスワードを与え、ウイルス対策等セキュリティが講じられたパソコンを用いて、本システムの利用を行わせることができる。

- 2 担当職員は、ユーザーID、パスワードを適切に管理し、当該担当職員以外に貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。
- 3 担当職員は、パスワードを3ヶ月ごとに変更する。

(サービスの利用)

第11条 ユーザーは、建築基準法に基づく、確認審査、検査に必要な範囲に限り、ICBAが定める方法に従い、本システムの利用をすることができる。

- 2 ユーザーは、本システムの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 本システム情報について第三者に開示又は提供する行為
- (2) パスワード、ユーザーIDについて第10条第1項に違反して取り扱う行為
- (3) ICBA、本システムその他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為(誹謗中傷、第三者の製品又はサービスに関する個人的なクレーム等を含む)
- (4) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (5) 法令、本規約又はユーザーが所属する団体の内部規則に違反する行為
- (6) ICBAによるサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (7) その他、ICBAが不適切と判断する行為

(本システムの権利帰属)

第12条 本システム情報についての知的財産権は、全てICBA又は本システムへの掲載に許諾している者に帰属しており、ユーザーは本システム情報について、複製、改変、引用、転載その他の権利者の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為をしてはならない。

(損害賠償)

第13条 ユーザーは、本規約に違反することにより、ICBAに損害を与えた場合、ICBAに対しその損害を賠償しなければならない。

- 2 ユーザーによる本システムの利用に関連して、ICBAが、他のユーザーその他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、ユーザーは当該請求についてユーザーの費用と責任において対処する義務を負う。
- 3 前項の規定は、ICBAがユーザーに提供する本システム情報の内容自体に起因するクレーム、紛争、請求については、適用がないものとする。

(機密情報の保持)

第14条 本規約において「機密情報」とは、本規約又は本システムに関連して、ユーザーが、ICBAより書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、ICBAに関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味する。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く

- (1) ICBAから提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
- (2) ICBAから提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの

- (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 機密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) I C B A から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
- 2 ユーザーは、機密情報を本システムの利用に必要な範囲内においてのみ利用するものとし、I C B A の書面による承諾なしに第三者に I C B A の機密情報を提供、開示又は漏洩してはならないものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、ユーザーは、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、機密情報を開示することができる。ただし、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を I C B A に通知しなければならない。
- 4 ユーザーは、機密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に I C B A の書面による承諾を得ることとし、当該複製物についても第 2 項に従い取り扱うものとする。

(本規約等の変更)

第 15 条 I C B A は、本規約の内容を追加又は変更した場合には、ユーザーに当該変更内容を第 4 条に定める方法により通知するものとし、当該変更内容の通知後、ユーザーが本システムを利用した場合又は I C B A の定める期間内に登録取消の手続きをとらなかった場合には、ユーザーは、本規約内容の追加又は変更に同意したものとみなす。

(存続規約)

第 16 条 第 11 条第 2 項第 1 号、第 13 条及び第 14 条については、第 8 条の規定する利用期間の終了後も引き続き有効に存続するものとする。

(準拠及び管轄裁判所)

第 17 条 本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

第 19 条 I C B A 及びユーザーは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

附則

第 1 条 この利用規約は、平成 21 年 4 月 24 日から適用する。